

| 検査年月日        | 鉱山名   | 鉱種  | 操業状態 | 検査等内容   | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)   |
|--------------|-------|-----|------|---|----|---|
| R4. 5. 16~18 | 東谷    | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。              | 不適 | 保安規程に定める点検・測定等の記録に関して指導した。  |
| R4. 5. 24~26 | 姫戸    | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「集積場の保守管理状況」について立入検査を行った。 | 不適 | ①保安規程の記載内容について指導した。<br>②作業手順の遵守について指導した。<br>③捨石集積場の安全性について指導した。                                   |
| R4. 5. 30~31 | 白石肥後  | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「集積場の保守管理状況」について立入検査を行った。 | 不適 | ①保安規程に定める点検頻度どおりの実施を指導した。<br>②鉱山道路の転落防止設備のリスクアセスメントについて指導した。<br>③集積場成形の施工方法に関するリスクアセスメントについて指導した。 |
| R4. 6. 16~17 | 北九州吉田 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。              | 不適 | ①通路における転倒防止について指導した。<br>②鉱山道路の転落防止措置について指導した。   |
| R4. 6. 23~24 | 見立    | 金属  | 廃止   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。  | 適  | なし  |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果

| 検査年月日        | 鉱山名        | 鉱種  | 操業状態 | 検査等内容  | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)   |
|--------------|------------|-----|------|--|----|---|
| R4. 6. 28~29 | 東裕四浦       | 非金属 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①保安委員会の委員選任に係る鉱山労働者の推薦について指導した。<br>②火薬類作業監督者の新規教育の実施について指導した。<br>③船積施設における油脂類の管理について指導した。 |
| R4. 6. 29~30 | 戸高四浦       | 非金属 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | 特定施設の使用開始届について指導した。   |
| R4. 7. 13~15 | 住友大阪セメント小倉 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①ベルトコンベアの巻き込まれ防止について指導した。<br>②グローリーホールの転落防止設備について指導した。<br>③巡視・点検に係る保安規程の記載について指導した。       |
| R4. 7. 21~22 | 喜久         | 非金属 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①砕鉱場のベルトコンベアの防じんカバーについて指導した。<br>②火薬類受渡簿の誤記について指導した。<br>③保安規程どおりの教育の実施について指導した。            |
| R4. 7. 27~28 | 菱刈         | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。  | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |
| R4. 8. 22~23 | 池本香春石灰石    | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①車両系鉱山機械及び自動車の点検記録について指導した。<br>②砕鉱場の通路の転落防止設備について指導した。<br>③砕鉱場のたい積粉じんについて指導した。            |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの
- 「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」: 「不適」以外の検査等の結果

| 検査年月日        | 鉱山名 | 鉱種      | 操業状態 | 検査等内容  | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)   |
|--------------|-----|---------|------|--|----|---|
| R4. 8. 25~26 | 徳之島 | 石灰石     | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | 作業監督者の解任届について指導した。  |
| R4. 8. 29~31 | 五島  | 非金属     | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①特定施設の自動車の廃止届出について指導した。<br>②火薬類の教育について、保安規程どおりに実施することを指導した。<br>③保安委員会の委員選任に係る鉱山労働者の推薦について指導した。<br>④保安管理者の選任について指導した。<br>⑤保安を推進するための活動の実施記録について指導した。<br>⑥新規就業者に対する教育時間について指導した。<br>⑦車両系鉱山機械の日常点検の記録について指導した。<br>⑧選鉱場の安全通路について指導した。 |
| R4. 9. 21~22 | 高野  | 石灰石     | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①砕鉱プラントにおける駆動部の安全措置について指導した。<br>②新人教育、火薬類の再教育について指導した。<br>③外部業者の保安教育に係る保安規程の記載について指導した。<br>④電気機器の精密検査について、保安規程どおりの実施を指導した。<br>⑤保安規程の内容と実態について、保安規程の記載について指導した。  |
| R4. 10. 4~5  | 佐土原 | 石油・天然ガス | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①台風通過後の総点検の記録について指導した。<br>②注意喚起の標識の汚損、損傷について指導した。   |
| R4. 10. 5~6  | 新富  | 石油・天然ガス | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | 鉱山設備のアンカーボルトの腐食による破損、減肉について指導した。  |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果

| 検査年月日         | 鉱山名  | 鉱種  | 操業状態 | 検査等内容   | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)   |
|---------------|------|-----|------|---|----|---|
| R4. 10. 12~13 | 新津久見 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。   | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |
| R4. 10. 12~13 | 尾平   | 金属  | 廃止   | 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項の規定に基づき「坑廃水処理施設の維持管理状況」について立入検査を行った。   | 適  | なし  |
| R4. 10. 20~21 | 菱刈   | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。   | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |
| R4. 10. 24    | 平賀苅田 | 非金属 | 廃止   | 鉱山保安法第39条に基づき、命令発動に係る調査を実施した。   | 適  | なし  |
| R4. 11. 9~11  | 西佐多浦 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「作業環境粉じんの管理状況」について立入検査を行った。 | 不適 | ①保安管理者代理者の選任届、鉱山労働者代表の届出について指導した。<br>②保安規程変更届出について指導した。<br>③回転部に巻き込まれ防止対策について指導した。<br>④油脂類置場の標識、警標について指導した。<br>⑤警標(関係者立入禁止等)について指導した。 |
| R4. 11. 25    | 新津久見 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を実施した。   | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |
| R4. 12. 1~2   | 菱刈   | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため災害について立入検査を実施した。   | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの
- 「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」: 「不適」以外の検査等の結果

| 検査年月日         | 鉱山名  | 鉱種  | 操業状態 | 検査等内容  | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)   |
|---------------|------|-----|------|--|----|---|
| R4. 12. 6~8   | 新津久見 | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①火薬保安日誌の誤記載について指導した。<br>②立坑投入口の輪止め、周辺の転落防止について指導した。   |
| R4. 12. 13~15 | 串木野  | 金属  | 休止   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「集積場の管理状況」及び「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。   | 適  | なし  |
| R5. 1. 18~19  | 春日   | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①破碎プラントにおける巻き込まれ防止対策について指導した。<br>②試錐機による作業の教育の記録について指導した。<br>③粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業の作業監督者の選任届について指導した。 |
| R5. 1. 19~20  | 岩戸金山 | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | 保安統括者代理者の選任届について指導した。   |
| R5. 1. 23~24  | 新大分  | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき災害の状況確認のため立入検査を実施した。   | 不適 | 発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。   |
| R5. 2. 2      | 谷口   | 非金属 | 廃止   | 鉱山保安法第39条に基づき、命令発動に係る調査を実施した。  | 適  | なし  |
| R5. 2. 13~15  | 菱刈   | 金属  | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | ①警標類(立入禁止、接近禁止等)の汚損、破損について指導した。<br>②火薬類受渡簿の返還量の誤記について指導した。  |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果

| 検査年月日  | 鉱山名 | 鉱種  | 操業状態 | 検査等内容  | 結果 | 措置内容<br>(「不適」: 鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果) |
|--------|-----|-----|------|--|----|---|
| R5.3.2 | 南宝  | 石灰石 | 稼行   | 鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。 | 不適 | 保安規程に定める記録について指導した。                       |

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

「不適」: 鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」: 「不適」以外の検査等の結果